

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 7. 8 第 189 回国会第 18 号

7 月 8 日（水）、第 18 回の委員会が開かれました。

1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号） 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）

- ・岸田外務大臣、中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）、菅国務大臣、横畠内閣法制局長官、政府参考人、国立国会図書館当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
- ・両案審査のため、沖縄県に派遣された委員を代表して今津寛君から、埼玉県に派遣された委員を代表して江渡聡徳君から、それぞれ報告を聴取しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

北 側 一 雄君（公明）

- ・我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増した要因の一つである北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上とそれに対する我が国の対処について、中谷安全保障法制担当大臣に説明していただきたい。
- ・我が国防衛のため公海上で警戒監視活動をしている米艦船への攻撃を我が国が排除する必要があるのかないか、また、排除しなければ、我が国の平和及び安全にどのような影響があるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・個別的自衛権及び集団的自衛権は国際法上の概念であるため、それらが直ちに憲法第 9 条の下で許容される自衛権に結び付くものではないと理解するが、横畠内閣法制局長官の見解を伺いたい。

原 口 一 博君（民主）

- ・日米ガイドラインの和文と英文の間に意味の違う箇所が多々あり、日米両国間のガイドラインに対する理解やオペレーションに齟齬をきたしかねないと思うが、中谷防衛大臣の所見を伺いたい。
- ・戦闘中の遭難者に係る捜索救助活動は、米軍がその危険性を認めながらも重視している活動であるが、重要影響事態又は存立危機事態において、我が国は、遭難した米兵に係る戦闘捜索救助活動（CSAR）を実施できるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・新日米ガイドラインで常設の同盟調整メカニズムが作られたが、今後自衛隊と米軍の間で部隊交戦規程（ROE）等の共有化がなされるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

渡 辺 周君（民主）

- ・重要影響事態から存立危機事態へ移行する場合に、前者で後方支援を行っていた自衛官は国際人道法上の捕虜資格は与えられず、同じ自衛官が後方で武力行使を行うことになれば捕虜資格が与えられるということが国際社会で通用するのか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・同盟国の要請に基づき、我が国が同盟国とともに武力を行使している中で、存立危機事態ではなくなったという判断を我が国が主体的に行い、自衛隊を撤収させることは実際に可能なのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・平和安全法制関連法が成立したとすれば、現行の防衛大綱及び中期防の見直し、防衛予算の大幅な増額が必要となるのではないかと、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

寺 田 学君（民主）

- ・ホルムズ海峡の機雷敷設に関して、他国が掃海活動を行うか否かは、新 3 要件の第 2 要件にある「他に適当な手段がない」か否かを判断する際の考慮事項となるか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。
- ・存立危機事態において我が国が新 3 要件の第 3 要件にある「必要最小限度」の武力行使をした場合に存立危機武力攻撃を排除できないことはあるか否か、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・ホルムズ海峡の機雷を掃海するために安全を確保する行為は、「必要最小限度」の範囲内か否か、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

緒 方 林太郎君（民主）

- ・安倍内閣総理大臣が昨日の自民党のインターネット番組で集団的自衛権の限定行使について説明した事例は、存立危機武力攻撃の意思表示がなくとも容易に存立危機事態を認定できるものと国民が誤解する可能性があるので、事例として不適切なのではないか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・重要影響事態の定義が周辺事態の定義から「我が国周辺の地域における」の文言を除いたものなので、周辺事態の例示とされる野呂田6類型から「我が国周辺の地域における」の文言を除いたものが重要影響事態の類型とされると考えてよいのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・重要影響事態安全確保法においては、世界中のどこであっても武力紛争が発生し、政府が我が国の平和及び安全に重要な影響があると判断すれば自衛隊を後方支援に派遣できると読むのが自然ではないか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・重要影響事態の定義における「我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」とは具体的にどのような事態なのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

辻元清美君（民主）

- ・一昨日の沖縄県での地方参考人会では、米軍と自衛隊の一体化が強化される平和安全法制関連法が成立すれば、沖縄の基地負担軽減ではなく、基地の機能強化と固定化につながるのではないかと懸念する意見が述べられたが、このような考え方に関する菅内閣官房長官の所感を伺いたい。
- ・世界のテロの犠牲者が 2003 年のイラク戦争当時に比べ 2014 年には 10 倍に増えている現状を踏まえれば、我が国が世界中で後方支援を行うようになったら、日本にテロを呼び込む可能性が飛躍的に高まると考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・重要影響事態において公海上の安全な場所で後方支援活動を行っている自衛隊の艦船がミサイル攻撃を受けた場合は我が国への武力攻撃となり、我が国が戦争に巻き込まれることになるのではないかと、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

重徳和彦君（維新）

- ・後方支援活動に関し、これまでは憲法との関係における整理が留保されていた弾薬の提供と戦闘作戦行動発進準備中の航空機への給油・整備が平和安全法制関連法案では可能となっているが、これらを解禁した理由を説明いただきたい。
- ・政府が例外的に海外派兵を認めるとしているホルムズ海峡での機雷掃海の事例は、我が国が武力攻撃を受ける可能性がゼロでありながら自衛隊の海外派兵を行うことで

あるが、これは集団的自衛権行使の国際法上の要件の一つとされる「均衡性」を失っているのではないかと、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

足立康史君（維新）

- ・過去の憲法解釈との整合性に拘泥して無理な新解釈を念出せずに、実質的な議論を行うために、従来の解釈とはある種断絶したことを認めるべきであると考えているが、横畠内閣法制局長官の見解を伺いたい。
- ・存立危機事態における武力行使は他国防衛に踏み込んでいようにも読めるが、そうでないことの担保について、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・政府提出法律案と維新の党提出の法律案の対比で、維新提出の法律案では対応できない存立危機事態の事例をホルムズ海峡の機雷掃海以外で挙げていただきたい。

篠原豪君（維新）

- ・政府は個別的自衛権と集団的自衛権について学説でなく判例で区別をしているように見受けられるが、国際司法裁判所においてその両者のメルクマールが争点となった判例の有無を伺いたい。
- ・存立危機事態の認定に関し「我が国と密接な関係にある他国」という要件を置いただけで、制限的な条件を付けてない理由を岸田外務大臣に伺いたい。
- ・存立危機事態の認定を政府提出法律案と維新提出の法律案で比較した場合、維新案の方がより具体的で余計な判断が入らないと思うが政府の見解を伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・海上自衛隊イージス艦に今後導入される「共同交戦能力（CEC）」は、米国との共同運用を前提とし、集団的自衛権行使を念頭に置いた体制整備の一環であると考えているが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・米海軍第7艦隊の洋上司令部に海上自衛隊幹部を派遣しているのは、一体的な作戦や運用を日米で進めることに狙いがあると考えているが、派遣の意図について、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。
- ・外国軍隊の武器等防護規定の新設について、宮崎元内閣法制局長官は、米軍の事前の回避義務及び事後の追撃禁止の条件が前提でなければ違憲の疑いがある旨を述べているが、米国にこうした前提を担保させるのか、中谷安全保障法制担当大臣に伺いたい。

宮本徹君（共産）

- ・米国が自国戦闘員の戦闘捜索救助活動を軍事作戦の重要な一環と位置付けていることについて、中谷安全保障法

制担当大臣の認識を伺いたい。

- ・ 捜索救助活動の実施区域が戦闘現場となった場合、活動を継続する自衛隊の部隊等の安全を確保することは不可能であると考えますが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

- ・ 戦闘現場において捜索救助活動を継続する際、敵国からの攻撃に対する武器使用は、憲法が禁じる武力行使に当たると考えるが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

2 自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司君外 4 名提出、衆法第 25 号）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司君外 4 名提出、衆法第 26 号）

領域等の警備に関する法律案（大島敦君外 8 名提出、衆法第 27 号）

- ・ 提出者今井雅人君（維新）及び大島敦君（民主）からそれぞれ提案理由の説明を聴取しました。